株式会社日本コンピュータコンサルタント　人権基本方針

株式会社日本コンピュータコンサルタント（以下、当社）は、社会が直面する課題にイノベーションで応え、優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献する中で、人権が尊重される社会の実現を支援していきます。その前提として、当社は人権尊重の責任を果たす努力をして参ります。

人権に対する基本的な考え方

当社は、すべての人々の基本的人権について規定した国連「国際人権章典」、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」などの人権に関わる国際規範を支持し尊重します。また、2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」、および日本政府が2020年10月に発表した「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を支持し、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けて、「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上、人権尊重を促進する仕組みの整備と救済メカニズムの整備および改善を行います。

適用範囲

当社のすべての役員および従業員に適用します。

人権尊重に対する責任

当社は、人種、民族、国籍、出身地、社会的身分、社会的出身（門地）、性別、婚姻の有無、年齢、言葉、障がいの有無、健康状態、宗教、思想・信条、政治上その他の意見、財産、性的指向・性自認及び職種や雇用形態の違い等に基づくあらゆる差別を禁止し、ハラスメントを行いません。また、いかなる形態の強制労働および児童労働も認めません。

また、自らの事業活動において直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、他者の人権を侵害しないことはもとより、自らの事業活動を通じて人権への負の影響が生じた場合は是正に向け適切に対処します。取引関係者等による人権に対する負の影響が疑われ、それが当社の事業と直接つながっている場合、当社は、取引関係者等に対し人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。

人権デュー・ディリジェンス

当社は、「ビジネスと人権に関する指導原則」および本方針に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組み（人権への負の影響とリスクを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を策定・実行するプロセス）を構築し、これを継続的に実施します。

救済・是正

当社の事業活動が、直接的か取引関係者等を通じて間接的かを問わず、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合には、国際規範に基づいた対話その他の適切なプロセスを通じてその救済・是正に努めます。

周知・教育

本方針にもとづき、全ての役員および従業員が人権について正しく理解しその責任を果たすことができるよう教育・研修を行います。

対話・協議

人権に対する潜在的および実際の影響に対する措置について、当社は、関連する外部ステークホルダーと対話と協議を行っていきます。

情報開示

当社は、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況について、ウェブサイトなどで適切に情報開示します。

方針の改訂

本方針は、今後の当社の事業および環境変化等の状況を踏まえ、必要に応じ改訂します。

制定日：2022 年 11 月 22 日
最終改定日：2026 年 6 月 1 日

株式会社日本コンピュータコンサルタント
代表取締役社長 松渕 辰生